
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 4 号「下川町廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第 4 号 下川町廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、埋め立てごみの処理について、平成 30 年度から、名寄市、美深町、音威子府村とともに広域で処理することに伴い、埋め立てごみ処理手数料等の見直しを行うため、条例を改正するものです。

本件については、埋め立てごみの広域処理に係る住民の搬入負担の軽減を図るため、北町の処理場内に一時仮置き場を現在建設しているところであります。

主な改正内容は、平成 32 年度から処理手数料について、現行の家庭用 10kg、43 円を 129 円、事業系 10 kg、86 円を 172 円に引き上げようとするものです。

引上げに当たり、急激な増額への対応、埋め立てごみのかけ込み搬入対応など激変措置として、平成 30 年度は現行金額で、平成 31 年度は家庭用 10kg、86 円、事業系 10 kg、129 円に引き上げようとするものです。

なお、ごみの資源化を促進するため、現行事業系資源ごみ 10kg、86 円を、分別された資源ごみは無料とするものです。

担当課長からの説明の下に審査を行いました。

委員から、「環境保全対策審議会答申が 12 月 12 日で、議会提案が 13 日である。審議会の答申と提案に当たって整合性と手続きはどうなっていたのか。」との質問に対して、

課長から、「審議会は 2 回開催され、12 月 1 日には結審していた。日程の都合上、答申が遅くなった。」との説明がありました。

委員から、「基本にごみの減量を図っていく必要がある。」との意見に対しては、

課長から、「12 月 18 日からごみ減量化の普及促進として、不要品の譲渡仲介などを行う場を創設していく。」との説明がありました。

また、委員から、「事業系ごみについて、関係機関・団体の事業所などと連携し、十分理解が得られるよう進める必要がある。」との意見がありました。

本事案については、丁寧な住民説明とプロセスを踏んできたものであります。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決するものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第4号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第9号「平成29年度下川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第9号 平成29年度下川町一般会計補正予算（第7号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は、第7回目の補正予算で、歳入歳出ともに1,527万円を減額し、予算総額55億8,247万円とするものなどがあります。

今回の補正の要因は、人事院勧告によるもの、補助採択によるもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等に伴うものです。

審査に当たり、まず、総務課長などから議案書、概要書等により説明を受け、その後、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容等について報告します。

歳出ですが、事項別明細書7ページの社会福祉総務費で、福祉灯油購入助成金350世帯

分として 333 万円が計上されております。

1 世帯当たり灯油 100 リットル相当を、町民税非課税で 65 歳以上の高齢者、障がい者、ひとり親世帯へ支給するものです。

次に、8、9 ページの農業振興費で、新規就農促進住宅及び農業研修道場に係る燃料費、修繕料、電気料、保険料、浄化槽点検委託料、除雪機械購入経費と農業研修道場交付金の減額で、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金で 351 万円が計上されております。

次に、9 ページの林業振興費で、森林組合所有の民有林 284,507 m²、立木 439.48 m³取得経費として、公有財産購入費で 1,352 万円が計上されております。

課長から、「公平性の観点から個人財産は取得しない。林地の流動化を優先して町有林の隣接地で一体的管理が可能な山林を取得することとなっている。」などの説明がありました。

次に、12 ページの森林バイオマス発電推進費で、市街地地域熱供給システム拡大可能性調査経費として、委託料 297 万円が計上されております。

市街地における熱供給システム拡大に向けた可能性調査を実施しようとするものです。

町長から、本調査に当たり、エネルギー政策の考え方について、計画していた「株式会社 三井物産」との森林バイオマス熱電併給事業計画は、これまでの経過を踏まえ白紙に戻し、今回、再計画、提案に至った。

根拠、考え方としては、

林業・林産業の活性化を図る。

地域の活性化、雇用を図る。

地域住民への安全・安心確保と快適な環境を整備する。

CO²対策を進める。

そして、長期的な面から設備の更新が必要となる。新しい公共施設へ普及を図る必要がある。原点に立ち返り、これまで取り組んできた公共施設への熱導入を持続可能なものにしていくため、調査に着手していかなければならないと示されました。

委員から、

「基本的な考えとして、まず最初に熱ロスの診断が必要である。」

「全体構想を明らかに示すことが理解しやすいのではないか。重要施策は、年度当初に基本的な方針を示す中で予算を計上すべきでないか。」

「議論を踏まえ、改めて事業計画を立てるべきではないか。」

「農業利用を考える必要がある。」

「いろんな可能性がある調査と理解している。新たな意見等を踏まえた中で総合的な下川の将来像をつくっていく。その中で補助事業を導入し取り組んでいくこととなると理解している。」

「熱の需要と供給の面で新たに木質バイオマスボイラーが必要となり、原料燃料も増えるという可能性も含めた調査と理解している。」

「これまで森林の多面的な活用の中でバイオマスを取り組み、ビジョンの中で最先端のことをやる。そして知的な資本としてストックして、それを他地域に波及していき知的産業を育成しようとしてやってきたが、地域でストックできるのか新たな課題である。エネ

ルギー協同組合と協議していくことが重要である。」

「方針が決まってからの説明会ではなく、町民の意見が方針に反映されるよう意見交換に重点を置き、多く開催すること。」

「総合計画の全体構想を明らかにして進めることが町民の理解を得やすい。」

「職員が共通理解を図れるようリーダーシップを発揮して適切な指示をすべきである。」

これに対して、町長から、

「心配されるのはあれもこれもやりますと構想を打ち出すと期待感が持たれる。下川町が目指すビジョンづくりは必要である。その中で熱供給が一つにあって、区域を目的を持って分けて各事業を積み上げ、最終的に構想的な可能性を見出していくことが大事である。」

「最初から細部を示すと町民に不安要素を与える。」

などが示されました。

担当者等からは、

「環境省の有利な補助事業が 32 年度までである。より早く調査を進めていく必要があり、この時期の予算計上となった。」

「町民の皆さんからアイデアを出していただきながら、大卒な将来像を考えていきたい。」

「新たなプラントも場合によっては可能性があるかもしれない。地域への影響もしっかり踏まえ、色々な部分に可能性があるか調査をして、早い段階に下川の将来計画を立てていく。」

「熱供給のノウハウを地元に残したいが、そのような体制がない。地域にノウハウを残していきたい。」

「その後、エネルギー協同組合とは協議していない。」

「総合計画審議委員から、経済効果など解りやすく丁寧に説明をしてほしい。全体の審議会でも説明をしてほしいとの意見があった。」

などの説明がありました。

次に、13 ページの集落創生推進費で、集落支援員及び地域おこし協力隊員活動に係る 5 名分の時間外勤務手当、集住化等の火災報知機等設置の経費として、報酬、共済費、工事請負費で 326 万円が計上されています。

次に、18 ページの職員給与費で、人事院勧告に伴う給与改定等に伴う人件費として、給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金で 1,639 万円が計上されています。

さきの市街地地域熱供給システム拡大可能性調査の見解として、下川町のこれまでの発展経緯と、森林・林業、そして森林バイオマスの取組を顧みると、様々な可能性を追求するため、合意形成の下で、地域独自の先駆的、先進的な取組に果敢にチャレンジしながら、多様な課題を乗り越え、確実な成果を生み出してきた。このことが今日、内外に高い評価を得て、将来への希望と期待へと繋がり、活力となって好循環が図られてきた。

こうした状況下で、今後に向けた様々な問題、課題が内在するが、このままでは負のスパイラルに入る。

よって、賢明な判断のもとでビジョンを明確に示し、多様化する住民ニーズの下で、説明責任と合意形成を果たしながら、新たな可能性を追求し、確実に実行していかなければ

ならない。

本来であれば、これまでの経緯と予算計上に至った経過を町民に説明し、予算計上すべきであった。

そこで、当委員会として次の意見を付します。

①これまでの森林バイオマス熱供給事業をしっかりと検証し、さらに積極的に発展させるため、町民意見、議会審議と現状、そして地域の諸課題、ひっ迫する財政等を鑑み、総合計画…SDGs 未来都市の取組も含みます、都市マスタープラン等、環境未来都市への総合的な取組が進められている中、将来の情勢を見通し、確たる施策を展開すること。

②本調査の実施に当たっては、地方自治の本旨と自治基本条例の主旨を踏まえ、遺憾なく取り進めること。

③本調査に当たり、新規設備導入を含め様々な可能性と最適化を追求すること。

④本調査は、あくまで可能性を調査するものであると解する。

以上、意見を付し、当委員会の審査の結果、本予算は、原案どおり可決するものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 発議第1号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） 発議第1号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策を更に推進し、様々な施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からも更に施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望するものです。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第4回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後3時23分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、議案等を精力的に審査いただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今回議決いただいた15件の議案につきまして、平成29年度の残された3か月余りの中で、しっかりと執行してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

議員各位そして町民の皆様には、年の瀬を迎える中、降雪量も増え、また風邪などが流行しつつあるようでございますので、日頃の生活環境に十分留意し、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。